

車両売買契約書(案)

士別地方消防事務組合（以下「売出人」という）と〇〇〇〇（以下「買受人」という）とは車両の売買について、次の条項により契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売出人は、その所有する次に掲げる車両（以下「物件」という）を、買受人に売り渡し、買受人はこれを買受ける。

(1) 車名
年式
車体番号
型式
種別・用途
乗車定員
総排気量

（売買価格）

第2条 この物件の売買価格は、〇〇〇,〇〇〇円とする。

（代金納入方法）

第3条 売買代金は、売出人が発行する納入通知書又は銀行振込により、令和6年10月22日までに指定金融機関に納付しなければならない。なお、買受人が入札保証金に代わる担保として、公有財産売却システムを管理する事業者に保証されているときは、その保証される額を差し引いた額を納付するものとする。

（所有権の移転）

第4条 物件の所有権は、買受人が代金を完納したときに、買受人に移転するものとし、これに要する経費は買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第5条 買受人は、売買物件が相当期間公用車として使用されていたことを容認して第2条記載の金額で購入するものであり、この契約締結後において、売出人に対して物件の品質を理由とする一切の追完請求、代金減額請求、解除、損害賠償等の一切の責任を求めないものとする。

（危険負担）

第6条 この契約締結後、天災地変その他売出人及び買受人の責めに帰さない理由により物件が滅失又は棄損したときは、その滅失又は棄損が物件の引渡前の場合にあっては、売出人の負担とし、引渡後の場合にあっては買受人の負担とする。

（契約の解除）

第7条 売出人は、買受人がこの契約に定める事項を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（原状回復）

第8条 買受人は、売出人が前条の規定によりこの契約を解除したときは、指定する日までに物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売出人が物件を原状に回

復させることが適当でないと認めるときは、原状のまま返還することができる。

(返還金及び利息)

第9条 売払人は、この契約を解除したときは収納済の売買代金を、買受人に返還するものとする。

2 前項の返還金には利息は付さないものとする。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(疑義の解決)

第11条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払人と買受人が協議のうえ解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し売払人買受人記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売払人 士別市東6条4丁目1番地
士別地方消防事務組合
管理者 渡 辺 英 次

買受人 士別市
買受人